

みなかみ町ロタウイルス予防接種費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳児のロタウイルス感染症による症状の重症化を予防するため、ロタウイルス予防接種（以下「予防接種」という。）を受けた乳児の保護者に対し、その費用の一部を助成することについて、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象者)

第2条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定によりみなかみ町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 予防接種日において生後6週から24週（1価ワクチン2回接種の場合）又は32週（5価ワクチン3回接種の場合）以内の乳児（以下「予防接種対象者」という。）の保護者
- (3) 沼田利根医師会に加入する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において予防接種を受けた乳児の保護者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、1価ワクチン2回接種の場合は1回当たり7,500円、5価ワクチン3回接種の場合は1回当たり5,000円とする。ただし、予防接種費用がこれらの金額を超えた場合は、助成対象者がその差額を指定医療機関へ支払うものとする。

(助成方法)

第4条 町長は、予防接種対象者が指定医療機関で予防接種を受けた場合は、前条の助成金を指定医療機関からの請求により支払うものとする。

- 2 前項の場合において、指定医療機関は、みなかみ町ロタウイルス予防接種請求書（別記様式）にロタウイルス予防接種予診票を添えて町長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行し、平成26年4月1日以降に出生した接種対象者への予防接種から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のみなかみ町ロタウイルス予防接種費用助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受ける予防接種について適用し、同日前に受けた予防接種については、なお従前の例による。